$$\frac{+\sum_{n=21}^{24}(P_n \times Q_n) + R_{21} \times S_{21} + T_{22} \times U_{22} + \sum_{n=21}^{22}(V_n \times W_n)}{188{,}000\text{円} \times A} + \frac{\sum_{n=23}^{26}(X_n \times Y_n) + \sum_{n=23}^{26}(Z_n \times AA_n) + \sum_{n=23}^{令5}(AB_n \times AC_n) + \sum_{n=23}^{令5}(AD_n \times AE_n) + \sum_{n=26}^{令5}(AF_n \times AG_n)}{}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの、被災市街地復興特別事業に係るもの及び総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

$C_{16} = 0.003$

C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.013

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.011

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.011

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01275

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01782

D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るもの（平成 16 年度から平成 20

$$\frac{+\sum_{n=21}^{24}(P_n \times Q_n) + R_{21} \times S_{21} + T_{22} \times U_{22} + \sum_{n=21}^{22}(V_n \times W_n)}{189{,}000\text{円} \times A} + \frac{\sum_{n=23}^{26}(X_n \times Y_n) + \sum_{n=23}^{26}(Z_n \times AA_n) + \sum_{n=23}^{令4}(AB_n \times AC_n) + \sum_{n=23}^{令4}(AD_n \times AE_n) + \sum_{n=26}^{令4}(AF_n \times AG_n)}{}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの、被災市街地復興特別事業に係るもの及び総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

$C_{15} = 0.006$

$C_{16} = 0.003$

C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.013

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.011

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.011

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01278

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01785

D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るもの（平成 15 年度から平成 20